

本人確認の措置における個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等

規定	内容	適当と認める書類等	具体例
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）</p> <p>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</p> <p>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）</p> <p>規則第一条第一項第三号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p>	<p>税理士証票</p> <p>写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）、写真付き住基カード、一時庇護許可書、仮滞在許可書</p> <p>戦傷病者手帳</p> <p>カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
規則第1条第1項第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）	写真なし学生証、写真なし社員証、写真なし住基カード、資格証明書（生活保護受給者証、年金・恩給証書、各種医療受給者証等）、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証、介護保険負担割合証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険被保険者資格証明書、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、後期高齢者医療被保険者資格証明書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証、地域生活支援事業受給者証）、児童福祉法による通所受給者証、重度心身障害者等・ひとり親家庭・子ども医療費助成制度の受給者証、在学証明書
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>税理士証票</p> <p>写真付身分証明書等</p> <p>写真付公的書類</p> <p>個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p>	<p>税理士証票</p> <p>写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）、写真付き住基カード、一時庇護許可書、仮滞在許可書</p> <p>戦傷病者手帳</p> <p>カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り

本人確認の措置における個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等

規定	内容	適当と認める書類等	具体例
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等	写真なし学生証、写真なし社員証、写真なし住基カード、資格証明書（生活保護受給者証、年金・恩給証書、各種医療受給者証等）、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証、介護保険負担割合証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険被保険者資格証明書、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、後期高齢者医療被保険者資格証明書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証、地域生活支援事業受給者証）、児童福祉法による通所受給者証、重度心身障害者等・ひとり親家庭・子ども医療費助成制度の受給者証、在学証明書
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	<p>本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）</p>	<p>本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のある提出書類</p> <p>写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）、学生証、社員証、資格証明書（生活保護受給者証、年金・恩給証書、各種医療受給者証等）、写真付き住基カード、一時庇護許可書、仮滞在許可書、写真なし学生証、写真なし社員証、写真なし住基カード、資格証明書（生活保護受給者証、年金・恩給証書、各種医療受給者証等）、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証、介護保険負担割合証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険被保険者資格証明書、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、後期高齢者医療被保険者資格証明書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証、地域生活支援事業受給者証）、児童福祉法による通所受給者証、重度心身障害者等・ひとり親家庭・子ども医療費助成制度の受給者証、在学証明書、通知カード</p>

本人確認の措置における個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等

規定	内容	適当と認める書類等	具体例
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>税理士証券</p> <p>写真付身分証明書等</p> <p>写真付公的書類</p> <p>個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p>	<p>税理士証券</p> <p>写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）、写真付き住基カード、一時庇護許可書、仮滞在許可書</p> <p>戦傷病者手帳</p> <p>カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り</p>
規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から六か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等	写真なし学生証、写真なし社員証、写真なし住基カード、資格証明書（生活保護受給者証、年金・恩給証書、各種医療受給者証等）、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証、介護保険負担割合証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険被保険者資格証明書、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、後期高齢者医療被保険者資格証明書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証、地域生活支援事業受給者証）、児童福祉法による通所受給者証、重度心身障害者等・ひとり親家庭・子ども医療費助成制度の受給者証、在学証明書
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること	委任状（税務代理権限証書）のデータの送信
規則第10条第2号	代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）	代理人の署名用電子証明書